

## 2012 年度 小委員会活動成果報告

(2012 年 2 月 15 日作成)

小委員会名	協議調整型ルール検討小委員会	主 査 名：柳沢厚 就任年月：20 09 年 4 月
所属本委員会 (所属運営委員会)	建築法制委員会	委員長名：柳沢厚
設 置 期 間	2009 年 4 月 ～ 2013 年 3 月	
設 置 目 的 各年度活動計画 (箇条書き)	<p>本小委員会は、建築基準法集団規定・都市計画法に基づく土地利用規制制度について、新たな協議調整型ルールの可能性を検討し、その具体像を提案することを目的とする。具体的には、「事前明示型基準」を基本とする現行法制度のもつ限界を明らかにし、新たに、開発者・関係市民・自治体等の関係者による協議調整を通じて、個別開発・建築計画案を敷地周辺の個別的空間条件に相応しい実施案へと誘導するための裁量的審査を可能とする法制度の仕組みの可能性とその具体像について、調査検討を行う。更に、その成果を国及び地方自治体の土地利用規制関連実務担当者に対して提言等により情報発信・問題提起を行い、新たな法制度の実現に向けた社会的合意形成の一助となることを目標とする。</p> <p>各年度毎の活動計画については、以下のスケジュールに基づき、新たな法制度に係る課題を調査検討を実施するとともに、公開研究会の開催により対外的情報発信と社会的な問題提起を行い、最終成果として提言及び刊行物発行等を取りまとめる予定である。</p> <p>●初年度：          ・協議調整型ルールに対する社会ニーズの確認          ・先行事例（地方自治体における独自の条例・要綱等に基づく協議調整ルールの事例）の可能性と限界についての実態調査</p> <p>●2年度：          ・協議調整型ルールの適用が望ましい具体的な市街地像の検討          ・協議調整型ルールの内容・専門的審査基準の具体像の検討          ・公開研究会：問題提起＋現地視察＋討論</p> <p>●3年度：          ・協議調整型ルールの適用に際しての市民参加手続きの検討          ・協議調整型ルールに係る土地利用規制の審査手続き・体制のあり方の検討          ・公開研究会：話題提供＋討論</p> <p>●4年度：          ・行政法の専門的見地からみた望ましい行政手続きのあり方及び法制度改正の具体像の検討          ・成果発表：</p>	
委員構成 (委員名(所属))	<p>委員公募の有無：無</p> <p>主査 柳沢 厚 (株) C-まち計画室          幹事 有田智一 筑波大学大学院システム情報系社会工学域          幹事 桑田 仁 芝浦工業大学環境システム学科          委員 赤崎弘平 大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻          委員 稲葉良夫 (株)ナヴィ住宅都市設計工房          委員 岡辺重雄 福山市立大学          委員 加藤仁美 東海大学工学部          委員 小浦久子 大阪大学大学院工学研究科          委員 杉山義孝 (財)日本建築防災協会          委員 鈴木伸治 横浜市立大学国際総合科学部          委員 中川智之 アルテップ          委員 中西正彦 東京工業大学大学院社会理工学研究科          委員 日置雅晴 神楽坂キーストーン法律事務所          委員 松本 昭 東京大学大学院工学研究科都市工学専攻          委員 米野史健 大阪市立大学都市研究プラザ          オブザーバー：竹沢えり子、富田裕、岡井有佳</p>	

設置 WG (WG 名 : 目的)	なし	
2012 年度予算	90,000 円	ホームページ公開の有無 : 有り 委員会 HP アドレス : <a href="http://www.aij.or.jp/gakujutsushinko/g-000/g020-12.html">http://www.aij.or.jp/gakujutsushinko/g-000/g020-12.html</a>

項 目	自己評価	
委員会開催数	5 回	
刊行物 (シンポジウム資料等は 除く)	(次年度、学会編による単行本を刊行予定)	
講習会	なし	
催し物 (シンポジウム・セミナー・研究会・見学会等)	なし	
大会研究集会	なし	
対外的意見表明・パブリックコメント等	なし	
目標の達成度 (当初の活動計画と得られた成果との関係)	<p>条例に基づいて実際に協議調整を実施している自治体から具体事例を採取し、協議調整型ルールにおける審査基準のあり方についてケーススタディを行うことにより、基準の具体的内容にある程度踏み込むことができた。</p> <p>また、4 年間の検討成果を学会編の単行本として取りまとめた(次年度刊行予定)。</p>	
委員会活動の問題点・課題	<p>本小委員会で対象としている「協議調整型ルール」自体は、既に大都市圏のいくつかの自治体が採用しているが、それらは事業者に対し調整の手続き参加を義務化しているに留まり、必要な調整を強制力をもって行う仕組みとなっていない。本小委員会は、その可能性を研究し、一定の制度的な枠組みを提示したものであるが、今後はその具体化の方策を関係方面に働きかけていく必要がある。</p>	